

名桜大学給付型奨学金規程

(平成30年3月22日制定)

(目的)

第1条 この奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれに相応しい能力を持った学生が、経済的な理由により修学が困難な状況を支援することを目的とする。

(奨学金および奨学生)

第2条 奨学金は、採用された年度内に限り、月額2万円(年額24万円)を支給する。ただし、奨学生の次年度以降の再採用は妨げない。

2 奨学生数は所属、学年を問わず20人までとする。

(提出書類)

第3条 奨学生を志望する者は、所定の期日までに次の関係書類を学生課に提出しなければならない。

(1) 奨学金申請書(様式第1号)

(2) 所得に関する証明書(市町村発行の所得証明書、確定申告書の写し等)

(3) 誓約書(様式第2号)

(奨学生の選考)

第4条 奨学生の選考は、所得に関する証明書(経済困窮を示す指標となる根拠資料)と提出書類により、学生サポート委員会が行い、学長が決定する。

2 奨学生の選考は、授業料を完納していない者、又は留年している者は選考対象外とする。

3 前年度に本奨学金の給付を受けた者の申請がある場合、次の各号に該当する者を選考対象とする。ただし、その場合GPAは選考の指標としないこととする。

(1) 学群、学部学生は、1年間(前年度)の修得単位数が30単位以上ある者

(2) 大学院生は、1年間(前年度)の修得単位数が15単位以上ある者

(奨学生の義務)

第5条 奨学生は3月末日までに成績証明書及び活動報告書(様式第3号)を学生課へ提出しなければならない。

2 奨学生は学業成績が向上するように努めなければならない。

(奨学生の取消)

第6条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合、奨学生を取り消すこととする。

(1) 除籍、又は懲戒処分を受けたとき

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき

2 第1項の各号で奨学金を取り消された場合、既に受給した奨学金の返還義務は負わないこととする。

(庶務)

第7条 本奨学金に係る庶務は、学生課において行う。

(補則)

第8条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て理事長が行う。

附 則（平成30年3月22日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。